

## 井原市本社機能移転促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内への本社機能移転を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、予算の範囲内において井原市本社機能移転促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程(昭和34年井原市規程第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 法人の意志決定を行う機能又は法人の各事業所、各部門若しくは法人内活動を統括する機能のために使用される事務所、研究開発において重要な役割を担う研究所及び人材育成において重要な役割を担う研修所をいう。
- (2) 本社機能業務新規常用雇用者 市内の本社機能業務に新規に従事する常用雇用者で、市内に住所を有する者又は市内に新たに住所を定めた者であって、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者である者をいう。ただし、市内の本社機能以外の事業所から配置された者を除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社機能に移転する法人
- (2) 新たに本社機能の所在地が市内にあることを対外的に明示する法人
- (3) 市内の本社機能業務新規常用雇用者が2人以上である法人
- (4) 法人設立登記の日後3年を経過している法人であって、直近の3年間に於いて営利事業を継続して営んでいる法人
- (5) 資本金の額又は出資金の額が1千万円超である法人

### (補助金額)

第4条 補助金額は、本社機能業務新規常用雇用者1人につき500,000円とする。

### (認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、原則として本社機能建設工事の着手日、建物売買契約日又は建物賃貸借契約日の30日前までに井原市本社機能移転促進補助金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本社機能移転計画書
- (2) 本社機能の事業の用に供する家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 法人登記の全部事項証明書(3月以内に発行されたもの)
- (4) 3月以内に発行された井原市税の完納証明書(井原市税の滞納がないことの証明書)

- (5) 印鑑証明書
- (6) 定款の写し
- (7) 直近3年間の営利事業の事業実績のわかる関連事業年度に係る営業報告書
- (8) 直近3年間の関連事業年度に係る本社所在市町村の法人市町村民税、都道府県の法人市町村民税及び法人事業税の完納証明書
- (9) 誓約書（様式第2号）

2 前項の申請ができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 井原市暴力団排除条例(平成23年井原市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める事業者でない者
- (2) 市税を滞納していない者  
(認定通知)

第6条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適否を決定し、井原市本社機能移転促進補助金認定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定法人」という。)が当該認定に係る本社機能(以下「認定本社」という。)の設置の内容を変更しようとするときは、原則として当該変更を行う日の30日前までに井原市本社機能移転促進補助金変更認定申請書(様式第4号)に、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、認定本社の設置を中止し、又は廃止しようとするときは、井原市本社機能移転促進補助金に係る認定本社設置中止(廃止)届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項前段の規定による変更認定申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適否を決定し、井原市本社機能移転促進補助金変更認定(却下)通知書(様式第6号)により認定法人に通知するものとする。

3 第1項の届出書を市長が受理したときは、認定通知は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定法人が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第6条の認定又は前条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定による変更手続によることなく認定を受けた内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- (4) 第6条の認定を受けた日から起算して1年以内に認定本社の設置を行わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、遅滞なくこの旨を書面により、認定法人に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 認定法人は、認定本社において事業を開始した日から起算して1年6月以内に、井原市本社機能移転促進補助金交付申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市

長に提出しなければならない。

- (1) 本社機能移転実績書
- (2) 市内の本社機能業務に従事する本社機能業務新規常用雇用者の一覧表  
※組織表、辞令、事務分掌等職務内容を確認できるものを添付すること。
- (3) 本社機能業務新規常用雇用者の一覧表に掲げる全員分の下記書類の写し
  - ア 健康保険・厚生年金保険資格取得及び標準報酬決定通知書
  - イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者転勤届受理通知書
  - ウ 雇用保険被保険者証
- (4) 本社機能の事業の用に供する家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 法人登記の全部事項証明書（3月以内に発行されたもの）
- (6) 3月以内に発行された井原市税の完納証明書（井原市税の滞納がないことの証明書）
- (7) 印鑑証明書
- (8) 定款の写し
- (9) 直近3年間の営利事業の事業実績のわかる関連事業年度に係る営業報告書
- (10) 直近3年間の関連事業年度に係る本社所在市町村の法人市町村民税、都道府県の法人都道府県民税及び法人事業税の完納証明書
- (11) 誓約書（様式第2号）  
（交付決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、井原市本社機能移転促進補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第8号）により、認定法人に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定及び額の確定の通知を受けた日（以下「交付決定等の日」という。）から起算して15日以内に当該交付申請の取下げを市長に申し出ることができる。

（補助金の支払）

第12条 補助事業者は、第10条の規定による補助金の交付決定及び額の確定があったときは、井原市本社機能移転促進補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（状況報告等）

第13条 補助事業者は、交付決定等の日以降で認定本社において事業を開始した日から起算して5年を経過する日までの間、毎年認定本社において事業を開始した日を基準日として、井原市本社機能移転促進補助金事業状況報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本社機能移転実績書（基準日時点）
- (2) 市内の本社機能業務に従事する本社機能業務新規常用雇用者の一覧表（基準日時点）

※組織表、辞令、事務分掌等職務内容を確認できるものを添付すること。

- (3) 本社機能業務新規常用雇用者の一覧表に掲げる全員分の下記書類の写し
  - ア 健康保険・厚生年金保険資格取得及び標準報酬決定通知書
  - イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者転勤届受理通知書
  - ウ 雇用保険被保険者証
- (4) 本社機能の事業の用に供する家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書 の写し
- (5) 法人登記の全部事項証明書（3月以内に発行されたもの）
- (6) 印鑑証明書
- (7) 定款の写し
- (8) 誓約書（様式第2号）

2 前項の報告は、前項の基準日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、事業状況報告書の提出その他必要な事項を補助事業者に指示し、又は補助事業者を調査することができる。

（指示等への協力）

第14条 補助事業者は、前条第3項の指示又は調査を市長から受けたときは、これに協力しなければならない。

（交付決定及び額の確定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。
- (3) 第13条の状況報告又は調査により、同条第1項に規定する基準日における本社機能業務新規常用雇用者の数が第9条の交付申請書に記載されたその者の数を下回っている事実を市が確認したとき。
- (4) 認定本社において事業を開始した日から起算して5年以内に認定本社を廃止したとき（事実上の廃止を含み、本店登記の廃止の有無は、問わないものとする。）。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（見直し）

第17条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、見直すものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。